

はじめに

ダイオキシン類は、発がん性をはじめとする様々な有害な性質を持つことが明らかになっており、加えて環境ホルモン作用等の有害性も疑われています。

我が国では、ダイオキシン対策関係閣僚会議により、平成11年3月にダイオキシン対策推進基本指針が制定され、次いで同年7月にはダイオキシン類対策特別措置法（以下「ダイオキシン法」と略します。）が成立し、平成12年1月から施行されるなど、国を挙げての対策が進められています。

本県でも平成12年度から、ダイオキシン法に基づく常時監視や環境実態調査によって県内の詳細な汚染実態の把握に努めるとともに、確認された環境汚染問題への対応として、緊急対策調査等による取組を実施しています。あわせて、平成13年10月から環境科学センターにおいては、廃棄物焼却施設等からの排出ガスや排出水等の法基準適合状況の検査、また、汚染事故発生時等には緊急対応としてダイオキシン類の分析を行っています。

ダイオキシン問題に対処するためには、まず汚染実態の的確な把握を行うとともに、廃棄物焼却炉等の発生源対策に取り組む必要があり、これらが両輪として不可欠です。その推進に当たっては県や市町村といった行政機関のみならず、多くの県民や事業者の方々にダイオキシン対策の重要性を御理解いただくとともに、廃棄物の減量化や焼却施設の適性管理の実践に御協力いただくことが欠かせません。

そこで、平成14年度に県内で実施されたダイオキシン関連調査の結果を中心に、市町村や関係者の方々の協力を得て、現在の神奈川におけるダイオキシン対策の実態について取りまとめました。ダイオキシン対策につきましては、今後とも県民・事業者の御理解・御協力をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、この冊子が、ダイオキシン問題の解決に、さらには、よりよい神奈川の環境づくりに役立てば幸いです。

平成15年12月

神奈川県ダイオキシン等対策検討会議

～ 目 次 ～

はじめに

1 ダイオキシン類について

- (1) ダイオキシン類の発生源や人体への摂取経路 1
- (2) 対策の基本となる基準 1

2 対策の基本となるかながわ新総合計画21、環境基本計画

- (1) かながわ新総合計画21と神奈川県環境基本計画 2
- (2) 環境基準の達成状況 2
- (3) 削減目標の達成状況 2

3 どのような対策を行っているのか

- ダイオキシン対策のあらまし 4
- (1) 発生源対策の実施状況 5
- (2) 実態調査等の実施状況 9

4 これまでに判明した環境汚染問題への対応状況

- (1) 川崎市麻生区内のダイオキシン類環境基準超過への対応22
- (2) ダイオキシン法未規制発生源への対応23
- (3) 県内のダイオキシン汚染への対応事例25

5 レポートによせられた御意見・御提言27

- 参考：ダイオキシン類の基礎知識28
- おわりに